

『本邦運河事業ニ関スル調査』

東京市政調査会 [編]

1932年 B5判/65頁 図書番号 OB-0235

1930（昭和 5）年、東京市政調査会（以下本会）は六大都市事務協議会の委託を受け、各種公益事業を整備統制するための法律案作成に着手した。調査研究にあたり、まずは公益事業の実態を知る必要があったため、各事業会社や関係団体等に調査票を送付し、回答を求めた。この調査結果は、「水道事業」「瓦斯事業」など事業分野ごとの報告書にまとめられ、法律案作成における基礎資料とされた。本書は、これら報告書のうち「運河事業」を取り上げたものである。

わが国では明治以降、主に輸送や交通に用いるため、多くの運河が開設された。しかし運河に関する法制度は整備されず、運河事業の統制は 1871（明治 4）年の「太政官布告第 648 号」（治水修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費税金徴収ヲ許ス）に依って行われていた。この布告は、運河の建設者に対し通行料の徴収を認めるものであったが、企業として運河事業を発展させるには不十分であった。そこで 1913（大正 2）年、新たに「運河法」が制定された。

本書第 1 章ではこの運河法を取り上げ、その内容を詳解している。すなわち、運河はその公益性により「何人も自由に創設し得べきに非らず」として、運河の開設には内務大臣の免許が、工事の設計には開設地の地方長官の許可が必要であるとした。こうした国家による監督の他に、企業活動助成のため、免許を受けた者には経営資金に対する商法上の第 1 回払込金額の制限緩和や、軌道財団に準じた運河財団の設立許可といった特権が与えられた。運河法による保護と統制によって事業の発展が期待されたが、本書には「運河法發布以来の実績に徴するに、企業界の發達豫期の如くならず、未だ觀るべきの事業に乏し」と書かれている。

第 2 章は事業の概況をまとめているが、「本邦運河事業に関する全般的資料無く、其の全般的事情を知悉し得ざる」ため、兵庫運河や中川運河といった代表的運河の概要を示すにとどまっている。

第 3 章から第 9 章までは、事業の創設と移転、特許権の履行状態、料金制、サービス状態、財政事情、事業管理、事業者間および地方公共団体との関係について報告されている。内容を見ると、「事業の創設及移轉」では、花畑運河など各運河の「事業創設の動機及理由」を記載し、併せて「創業當時に於ける運河計畫」や「營業開始に到る迄の経過」も紹介している。「料金制」では、兵庫運河や中川運河の運河使用料や保証金制度、使用料減免制や料金徴収の方法等を一覧表の形にまとめている。また、「事業の財政」では東京運河土地株式会社（東京運河）を取り上げて、その貸借対照表と損益計算表を掲載している。

こうした具体的な報告がある一方で、「企業特許権履行状態」および「事業者間と地方公共団体との諸関係」に関しては「事例なし」「何等の事例を見ざる」となっている。調査項目によって記述に精粗があるのは「資料を得ること容易ならずして遂に未定稿の儘一應の報告を提出」したためであり、報告書として不完全であるのは「甚だ遺憾とする所なり」としている。

本書を含めた一連の調査報告書は、最終的に本会研究部による「公益企業法案」に結実した。

（井上学・市政専門図書館司書）